

1 アートホール貸出の目的

県民の文化、芸術の振興等のために講演、会議、研修等を行う場として施設を提供するものです。

2 使用許可の基準

次のいずれかに該当する講演、会議、研修、教育活動、その他これらに類するものを行う場合に限り、アートホールの使用を許可します。

- (1) 文化、芸術の振興に関する内容であること。
- (2) 県または市町村が主催・後援する公共性、公益性を有する内容であること。
- (3) 館長が特に認めた場合であること。

3 申し込み時に提出するもの

- (1) 施設等使用許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) アートホール使用企画書（表裏記入）・・・・・・・・・・ 1部

※他の主催者の使用や美術館主催の行事等の関係で、利用になれない日時があります。申請時にご確認ください。

※ホールの使用を希望する方は、使用を希望する日の2日前までに必要書類を提出してください。

4 記入について

- 申請書の使用施設の欄は「アートホール」と記入してください。
- 利用時間は1日の中で3つに分かれています（下記の利用時間を参照）。
- 利用時間については、2つまたは3つの時間帯を続けて利用することもできます。その場合は、はじめと終わりの時間を記入してください。※時間には、準備、受付、後片付け等の時間を含みます。

○使用料

午前10時～正午まで	1,700円
午後 1時～午後3時まで	1,700円
午後 3時～午後6時まで	2,200円

○持ち込み電気器具がある場合は、利用時間にかかわらず、1kWにつき別途320円が必要になります。

※受付時間は休館日を除く午前10時から午後5時までです。

5 使用の決定について

使用内容等を確認後に電話で連絡します。連絡を受けた後、アートホールの使用前までに、使用料を美術図書室で納めてください。支払い後に、許可書を交付します。

※ 許可書は、使用日に持参し、提示できるようにしてください。

6 使用できる備品について

企画書に表記していますので、ご覧ください。

7 禁止事項等について

- アートホール内での飲食、喫煙
- 物品の販売
- 入場料金の徴収
- 水や画材等を持ち込んでの作品制作
- アートホール以外に館内の静かな環境の妨げとなる音響が漏れたり、床や壁面等の破損や汚染など会場の原状復帰ができないことが予想されたりするパフォーマンス
- 動植物の持ち込み（生花やペット等）
- 指定された場所以外の掲示物（チラシ、ポスター等）の設置

8 その他

ご不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。

県立美術館 学芸課 電話 0985-20-3328